

	平成21年 9月29日 四運自公第19号
一部改正	平成21年11月27日 四運自公第44号
一部改正	平成22年12月20日 四運自公第18号
一部改正	平成24年 3月30日 四運自公第18号
一部改正	平成25年 9月27日 四運自公第12号
一部改正	平成26年 3月 5日 四運自公第51号
一部改正	平成26年12月26日 四運自公第10号
一部改正	平成29年 1月16日 四運自公第35号
一部改正	平成30年 4月16日 四運自公第 4号
一部改正	令和 元 年11月 1日 四運自公第21号
一部改正	令和 2 年11月27日 四運自公第13号
一部改正	令和 3 年 6月 1日 四運自公第 6号
一部改正	令和 5 年 9月29日 四運自公第38号

公 示

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け四運自公第18号。以下、「処分基準」という。）に基づき貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等を下記のとおり定めたので公示する。

平成21年9月29日

四国運輸局長 宮村 弘明

記

1. (1) この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において

て同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。

- ② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
- ③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。

(2) 次に掲げる違反について、(1) の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

- ① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第8条第2項、第16条第3項若しくは第7項、第23条、第25条第4項若しくは第26条又は道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第84条第1項の規定による命令違反
- ② 法第27条第1項又は第2項の違反
- ③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(3) 次のいずれかに該当する場合の(1)①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（処分基準1(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下の号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

2. 処分基準1.(2)の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。

3. 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分（以下「日車

数等」という。)は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

4. 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあっては警告、それ以外の事項にあっては再違反の2倍の日車数として扱う。
5. 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。)に伴い引き起こした事故(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故をいう。以下同じ。)の内容が次のいずれかに該当する場合には、处分基準5.(8)から(12)までに該当する場合を除き、3.及び4.の規定による日車数等を加重することができる。
 - ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
 - ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為
 - ③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合
6. 5.により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、处分基準1.(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した場合は、この限りではない。
7. 輸送の安全確保義務違反(初違反であり、基準日車等が10日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。)について、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合又は乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、3.及び4.の規定による日車数等を軽減することができる。
8. 7.により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。
9. 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。
10. 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、1.から9.

までの規定を準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前の違反行為については、廃止前の平成18年公示に従って行政処分等を行うものとする。
- 3 平成21年12月31日までに行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附 則（平成21年11月27日 四運自公第44号）

- 1 この基準は、平成21年12月1日から適用する。
平成21年11月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則（平成22年12月20日 四運自公第18号）

- 1 この基準は、平成23年4月1日から適用する
平成23年3月31日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則（平成24年3月30日 四運自公第18号）

- 1 この基準は、平成24年4月16日から適用する。
平成24年4月15日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則（平成25年9月27日 四運自公第12号）

- 1 この基準は、平成25年11月1日から適用する。
- 2 平成25年9月27日付け四運自公第11号により改正された処分基準の附則2に基づいて、改正前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月5日 四運自公第51号）

- 1 この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月26日 四運自公第10号）

- 1 この基準は、平成27年1月1日から適用する。
この基準記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附 則（平成29年1月16日 四運自公第35号）

1 この基準は、平成29年1月16日から適用する。

附 則（平成30年4月16日 四運自公第4号）

1 この基準は、平成30年7月1日から適用する。

平成30年6月30日までの違反行為については、改正前の基準により行政処分を行うものとする。

附 則（令和元年11月1日 四運自公第21号）

1 この基準は、令和元年11月1日から施行する。

2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月27日 四運自公第13号）

1 この基準は、令和2年11月27日から施行する。

2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年6月1日 四運自公第6号）

1 この基準は、令和3年6月1日から施行する。

2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和5年9月29日 四運自公第38号）

1 この基準は、令和5年10月1日から施行する。

2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあっては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。